

利用のしおり

令和2年 6月29日



ウォーターステーション琵琶では、「川」や「琵琶湖」「水」に関する活動をされる方、あるいは関心を持っておられる方々を対象に、館内施設を無料で利用いただけます。

現在は、新型コロナウイルス感染防止のため、一部制限を設けて開館しています。

以下の内容を遵守の上、ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく申し上げます。

【利用時間】 9時～17時

【休館日】 火曜日、土曜日、日曜日、祝日、年末年始
※その他、休館日以外に臨時休館する場合は、ホームページ、SNS等にて別途お知らせします。

【申込方法】 利用希望日の3ヶ月前の初日、午前9時から受付します（先着順）。
①電話で希望日の予約状況を確認し、受付を行ってください。
②利用日の3日前までに「ウォーターステーション琵琶 利用申込書」に必要事項を記入して提出してください。
*電話で受付を行っても、「ウォーターステーション琵琶 利用申込書」の提出がないと利用いただけません。
*過去、キャンセルが目立つ方には、利用をご遠慮いただく場合があります。

【利用人数】 上限20名以内（館内への入館人数）
*20名を超える団体は利用いただけません。

【利用スペース】 1階交流スペース、1階トイレのみになります。
*その他の施設（1階会議室、2階交流スペース・実践室・トイレ）は利用いただけません。
*観察会、体験教室などを開催することを目的に「動物」「昆虫」「魚」などの生物を持ち込む場合は、電話受付の際に必ずご相談ください。

【ご利用の際の注意事項】

1. 新型コロナウイルス感染防止について

新型コロナウイルス感染防止のため、以下の対応をお願いします。

- ・マスクを着用（乳幼児を除く）
- ・入退館時にアルコールによる手指消毒
- ・発熱など体調不良の方は入館を控えていただきます。
- ・新型コロナウイルス感染者が発生した場合に速やかに連絡が取れるよう、連絡先(氏名・電話番号・体調)の記入をいただきます。
- ・入館中は、大きな声、他の入館者と接近した距離での私語を控えてください。（ソーシャルディスタンス(2m以上)に配慮した利用）
- ・館内での飲食禁止（マスクを外すことになるため）
- ・密集した状態による感染リスクを避けるため、できるだけ短時間の利用の計画を立ててください。

2. 施設の利用について

- ・別紙：当館内における8項目の禁止事項を遵守してください。(ウォーターステーション琵琶、アクア琵琶を含む「水のめぐみ館」エリア内において、許可なく集会、又は物品の販売をすることなど)
- ・館内での、お持ち品などの盗難や紛失には、当館では**一切責任を負いません**。
- ・他の利用者や住民の迷惑となると判断した場合は、当館のご利用をお断りする場合があります。
- ・館内は、**全館禁煙**です。館外にある指定の場所にて喫煙をお願いします。
- ・**アルコール類**のお持ち込みはお断りしております。
- ・利用時の設営準備、撤収は、各自でお願いします。また、ごみは各自で責任を持ってお持ち帰りください。
- ・館内備品(机、椅子等)で利用されたものは、元のレイアウトに戻して下さい。
- ・資料等は、各自でご持参下さい。(コピーサービス等もおこなっておりません)
- ・災害等緊急時及び河川管理者の判断により、利用を中止させていただく場合があります。

3. 駐車場の利用について

- ・「水のめぐみ館」エリアの駐車場が満車の場合は、隣接する南郷水産センター駐車場(有料)をご利用下さい。
- ・「水のめぐみ館」エリア内は、観光バス、マイクロバスの駐車はできません。
観光バス、マイクロバスの駐車は、隣接する南郷水産センター駐車場(有料)をご利用下さい。
尚、駐車場でのトラブルは、当館では一切、責任を負いません。

【その他】 今後の状況の変化により、上記内容を変更する場合があります。
変更の際は、ウォーターステーション琵琶ホームページ、SNS (Twitter、Facebook) でお知らせします。

【お問い合わせ】

ウォーターステーション琵琶 流域連携支援室

[住所] 〒520-2279 滋賀県大津市黒津4-2-2

[電話] 077-536-3520 [FAX] 077-536-3530

[URL] <http://www.water-station.jp>

琵琶湖河川事務所

当館内においては、次の行為を禁止します

1. 許可なく集会又は物品の販売等を行うこと。
2. 銃器、凶器、爆発物等危険物を所持し、又は持ち込むこと。
3. 旗、のぼり、プラカード類及び拡声器、宣伝カー等を所持し、又は持ち込み使用すること。
4. 許可なくポスター、図画、印刷物、宣伝ビラ、文書等を掲示し、又は配布すること。
5. すわり込み、立ちふさがり、寝そべり、その他通行の妨害になる行為を行うこと。
6. 建物及び工作物に、許可なくはり紙をし、又は掲示物を取り除くこと。
7. みだりに人声、楽器等の音を大きく出すなど静穏又は秩序をみだす行為を行うこと。
8. その他、館の維持管理上、又は業務上支障となる行為を行うこと。

水のめぐみ館

ウォーターステーション琵琶